

保育所保育料(認可保育所)・市立保育所延長保育料・市立保育所食事提供費 領収のお知らせ交付申請書記載要領

認可保育所の保育料、市立保育所延長保育料、市立保育所食事提供費で、申請書が異なります。
2つ以上の領収のお知らせが必要な場合は、それぞれ申請をお願いします。

申請方法

交付申請書を次の宛先まで郵送してください。
※「横浜市電子申請・届出サービス」より電子申請も可能です。

送付先: 〒231-0015 横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル10階
こども青少年局保育・教育認定課 収納担当
電 話: 671-0259

毎月の発行を希望される方

毎月領収のお知らせの発行を希望する場合、毎月、納入いただいてから申請をいただく必要があります。
※申請日より後の月の申請は出来ません。
※申請日当月分の発行につきましては、お納めいただいてから2週間程度かかる場合があります。

申請者:

電話番号は、日中連絡がつく電話番号の記載をお願いします。
領収のお知らせの送付先は、個人情報保護のため、**給付認定保護者(納入義務者)の住所(住民登録しているところ)**へ返信します。
(返信用封筒は不要です)

保護者(納入義務者):

領収のお知らせは、当時の**給付認定保護者(納入義務者)名義の発行**となります。
例えば、保育所の内定や保育料算定の通知に記載される保護者が父親の場合、保育料の納入義務者は父親となりますので、父親名義の領収のお知らせを発行します。なお、申請書の保護者欄に母親等別の方の名前が記載されていても給付認定保護者が父親であれば父親名義の発行となります。

児童名:

児童ひとりにつき、1枚の申請をお願いします。お名前と生年月日等により、対象児童のデータを検索しますので、誤りが無いようご確認をお願いします。

該当月:

領収のお知らせを希望する保育料納入月を記入してください。
申請日より後の月の申請はできません。

備考:


各月の領収日、口座名義人(カタカナでの表示となります)の記載が必要な場合は、備考欄の□に✓をつけてください。

申請から発行まで

申請いただいてから発行まで10日程かかります。
お手元に領収のお知らせが届くまで、申請から2週間程度かかる場合もありますので、お時間には余裕をもって申請してください。

※至急発行のご希望にはお応えできませんので、提出先への提出期限を勘案し、申請してください。

※申請日当月分の口座振替の領収のお知らせを希望される場合、領収のお知らせの発行は**翌月10日頃**となります。例えば、3月分(3月28日振替予定)の発行については、4月10日以降の発行となります。

 領収のお知らせは、**本市所定の様式でのみ発行**します。会社様式等への証明はできませんので、あらかじめご了承ください。